

石川県公報

平成30年5月15日
第13105号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○特定計量器の定期検査の実施	(経営支援課) 1	○県道の供用の開始	(同) 4
○平成30年度地籍調査事業計画の決定	(農業基盤課) 1	○道路の占用を制限する区域の指定	(同) 4
○国土調査の指定	(同) 2	○土地改良区連合の役員退任公告	(農業基盤課) 5
○保安林の指定の予定	(森林管理課) 2	○土地改良区連合の役員就任公告	(同) 5
○保安林の指定予定の通知	(同) 3	○政府調達に関する協定に係る入札公告	(警察本部) 6
○県道の区域の変更	(道路整備課) 3		

告 示

石川県告示第216号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年5月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
小松市のうち今江小学校、粟津小学校、那谷小学校、矢田野小学校、木場小学校、串小学校、符津小学校、月津小学校及び日末小学校並びに松東中学校の各通学区域	平成30年6月18日(月) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで) 平成30年6月19日(火) (午前10時から正午まで)	島会館
小松市のうち国府小学校、芦城小学校、稚松小学校、向本折小学校、第一小学校、安宅小学校、苗代小学校及び蓮代寺小学校並びに板津中学校及び中海中学校の各通学区域	平成30年6月19日(火) (午後1時30分から午後3時まで) 平成30年6月20日(水)及び同月21日(木) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	小松市役所車庫
能美市のうち辰口地区	平成30年7月4日(水) (午後1時から午後3時まで)	能美市役所本庁舎
能美市のうち根上地区及び寺井地区	平成30年7月5日(木) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	能美市役所寺井分室

石川県告示第217号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成30年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成30年5月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
金 沢 市	夕日寺Ⅰ地区(その1)	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
七 尾 市	西湊Ⅰ地区	〃
小 松 市	符津町地区、漆町地区及び安宅町地区	〃
加 賀 市	小塩地区(2工区)	〃
か ほ く 市	瀬戸町地区	〃
白 山 市	美川南Ⅱ地区、南坂尻地区、坂尻地区、曾谷Ⅰ地区、吉岡Ⅲ地区、 若原Ⅰ地区及び上吉野Ⅰ地区	〃
津 幡 町	津幡地区Ⅰ、中条南部地区ⅩⅠ、中条南部地区ⅩⅡ、井上・中条 北部地区Ⅸ、中条南部地区ⅩⅢ及び井上・中条北部地区Ⅹ	〃
志 賀 町	稗造地区(Ⅸ)、西海地区(Ⅲ)、西浦地区(Ⅰ)、西浦地区(Ⅱ)、 西増穂地区(Ⅲ)、富来地区(Ⅴ)、西増穂地区(Ⅳ)及び西浦地 区(Ⅲ)	〃
中 能 登 町	一青Ⅰ・Ⅱ地区、井田Ⅴ地区、井田Ⅵ地区、西馬場Ⅳ地区及び能 登部Ⅶ地区	〃

石川県告示第218号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定した。

平成30年5月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成30年5月15日	加 賀 市	伊切地区(Ⅲ-1)	平成30年5月15日から 平成31年3月31日まで
〃	か ほ く 市	高松Ⅰ-1地区	〃

石川県告示第219号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年5月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

羽咋市飯山町壱1の4、レ4、千代町チ3の1、3の3、4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

鹿島郡中能登町蟻ヶ原サ3の1、ニ3・9合併1、3・9合併2の2、3の1、ハ2、4、8、ロ2の1、2の2、イ12の1、16、18、19、26の1、26の2、30の1、30の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第220号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年5月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

小松市中ノ峠町ツ1の1、1の2、ソ9の6、イ127の乙

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年5月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成30年5月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
倉谷土清水線	金沢市末町貳拾壱字6番1地先から	旧	8.34～8.41	7.0	県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市末町貳拾壱字6番2地先まで	新	8.34～12.90	7.0	

新保矢田野線	下記区間を道路区域から除外する。			南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	小松市額見町工業団地4番4地先から 小松市矢田野町へ20番1地先まで		6.05~19.20 2,038.1	
"	下記区間を道路区域に編入する。			"
	小松市矢田野町88番1地先から 小松市矢田野町西11番地先まで		11.90~57.40 869.2	

石川県告示第222号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成30年5月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成30年5月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
倉谷土清水線	金沢市末町貳拾壱字6番1地先から 金沢市末町貳拾壱字6番2地先まで	平成30年5月15日	県央土木 総合事務所 維持管理課
新保矢田野線	小松市矢田野町88番1地先から 小松市矢田野町西11番地先まで	平成30年5月20日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、平成30年5月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成30年5月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	倉谷土清水線	金沢市末町貳拾壱字6番1地先から 金沢市末町貳拾壱字6番2地先まで	県央土木総合事務所維持管理課
"	新保矢田野線	小松市矢田野町88番1地先から 小松市矢田野町西11番地先まで	南加賀土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年5月15日

公 告

土地改良区連合の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年5月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

大日ダム土地改良区連合

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	本 屋 彌 壽 夫	白山市長島町72番地	平成30年3月28日
〃	宮 西 豊	川北町字土室ル211番地9	〃
〃	徳 田 誠 一	白山市宮永市町275番地	〃
〃	東 本 政 光	〃 木津町1番地	〃
〃	西 田 榮 次	〃 徳光町18番地	〃
〃	竹 内 茂 男	〃 明島町ム34番甲地	〃
〃	宮 西 久 信	〃 中ノ郷町イ62番地	〃
〃	辻 惠 一	〃 小柳町へ325番地	〃
〃	小 林 溥 志	野々市市上林三丁目116番地	〃
〃	伊 藤 健 三	白山市漆島町60番地	〃
〃	竹 内 美 智 雄	〃 村井町354番地	〃
〃	新 宅 和 幸	川北町字田子島甲72番地	〃
〃	善 田 晋 作	能美市岩内町ヌ10番地	〃
〃	吉 田 則 明	〃 寺井町ラ100番地1	〃
〃	北 野 哲	〃 中ノ江町イ73番地	〃
〃	竹 田 喜 義	小松市長田町へ152番地	〃
〃	新 田 壽 一	能美市徳山町2028番地	〃
〃	下 口 文 博	加賀市片山津町リ19番地	〃
〃	前 川 久 幸	小松市佐美町申310番地	〃
〃	高 多 善 以	金沢市上安原町587番地	〃
〃	田 村 真 一	〃 赤土町へ214番地	〃
〃	久 田 登 喜 夫	加賀市柴山町1の41番地	〃
監 事	中 川 賢 二	白山市宮永市町260番地	〃
〃	清 水 平 太 郎	小松市荒屋町甲33番地	〃
〃	酒 井 正 照	〃 串町甲17番地	〃

土地改良区連合の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が就任した旨の届出があった。

平成30年5月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

大日ダム土地改良区連合

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	本 屋 彌 壽 夫	白山市長島町72番地	平成30年3月29日
〃	宮 西 豊	川北町字土室ル211番地9	〃
〃	徳 田 誠 一	白山市宮永市町275番地	〃

〃	東 本 政 光	〃 木津町1番地	〃
〃	西 田 榮 次	〃 徳光町18番地	〃
〃	竹 内 茂 男	〃 明島町ム34番甲地	〃
〃	宮 西 久 信	〃 中ノ郷町イ62番地	〃
〃	辻 惠 一	〃 小柳町へ325番地	〃
〃	小 林 溥 志	野々市市上林三丁目116番地	〃
〃	伊 藤 健 三	白山市漆島町60番地	〃
〃	竹 内 美 智 雄	〃 村井町354番地	〃
〃	新 宅 和 幸	川北町字子島甲72番地	〃
〃	善 田 晋 作	能美市岩内町又10番地	〃
〃	吉 田 則 明	〃 寺井町ラ100番地1	〃
〃	北 野 哲	〃 中ノ江町イ73番地	〃
〃	竹 田 喜 義	小松市長田町へ152番地	〃
〃	新 田 壽 一	能美市徳山町2028番地	〃
〃	下 口 文 博	加賀市片山津町リ19番地	〃
〃	前 川 久 幸	小松市佐美町申310番地	〃
〃	高 多 善 以	金沢市上安原町587番地	〃
〃	田 村 真 一	〃 赤土町へ214番地	〃
〃	中 谷 治 夫	加賀市伊切町にの148番地	〃
監 事	大 岸 吉 春	白山市徳光町58番地	〃
〃	清 水 平 太 郎	小松市荒屋町甲33番地	〃
〃	幸 山 健 典	〃 額見町又7番地	〃

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成30年5月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 借上件名及び数量

石川県警察交通管制システム上位装置 貸貸借 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

平成31年3月1日から平成36年2月29日まで

(4) 設置場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る貸貸借料総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成30年石川県告示第145号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(5)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書等を平成30年6月12日（火）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所及び競争入札参加資格の申請場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成30年6月27日（水）正午（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成30年6月27日（水）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

(5) 競争入札参加資格の申請場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented
The central equipments of Ishikawa Prefecture Police Traffic control center 1 set
- (2) Period of lease
1 March 2019–29 February 2024
- (3) Delivery place
To be specified Later
- (4) Time limit of tender
Noon 27 June 2018
- (5) Contact Point for the notice
Finance Division Ishikawa Prefectural Police Headquarters
1–1 Kuratsuki Kanazawa 920–8553 Japan TEL (076) 225–0110